

仕 様 書

京都市文化市民局歴史資料館

(担当 竹村 電話 241-4312)

件 名	京都市歴史資料館 庭園樹木管理業務 (剪定作業)
契 約 期 間	令和8年7月7日 ~ 令和9年3月31日
契 約 条 件	<ol style="list-style-type: none">1 本業務は、京都市契約規則その他の関係法令を順守するとともに、本仕様書に基づき実施すること。2 本業務の受託者 (以下「受託者」という。) は、労働基準法及び労働安全衛生法等関係法令を順守のうえ業務を実施すること。3 受託者は、歴史資料館の東庭、西庭、南庭、北庭及び半地下庭の樹木の剪定や除草について、契約期間内に実施するものとする。 なお、剪定・除草後の残枝や草は、受託者において処分すること。4 受託者は、業務の実施について、歴史資料館管理担当者と密接に連絡を取り合うこと。5 受託者は、作業従事者に対して、常に細心の注意と誠意をもって作業するよう指導すること。6 業務の実施にあたり、建物及び付属物を滅失又は破損した場合は、受託者の責任において賠償するものとする。7 受託者は、業務の実施結果について、契約期間満了後速やかに歴史資料館管理担当者へ報告すること。8 受託者は、本業務の実施にあたって知り得た機密を外部に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。9 本仕様書に掲げる業務以外の作業の必要性が生じた場合は、別途契約するものとする。